

アウトソーシング推進実行計画

平成16年10月

(平成19年2月改訂)

(平成20年3月追補)

行財政改革推進本部

(業務改革部会)

目 次

	頁
改訂の趣旨等	1
取組みの考え方	
1 アウトソーシング推進の考え方	2
2 実行計画の取組期間等	4
推進する分野	
1 なお一層推進する分野	5
2 規制緩和等の見直しを受けて推進する分野	8
3 その他新たに推進する分野	11
(資料) アウトソーシング推進基本方針	16

改訂の趣旨等

1 改訂の趣旨

「アウトソーシング推進実行計画」については、「アウトソーシング推進基本方針（平成16年6月決定）」に基づき平成16年10月に策定し、平成16年度から平成18年度までを集中取組期間として取り組んできたところ一定の成果が得られているが、取組みをより一層進化させるため、当該期間における取組状況、計画策定後の状況変化等を踏まえ、必要な改訂を行う。

【改訂の視点】

取組みが遅れている業務、今後の展開が期待できる分野等におけるアウトソーシングの推進を具体化する。

《取組みが遅れている業務》

定型的業務
現業的業務 など

《今後の展開が期待できる分野等》

庶務業務の改革
県民参画領域拡大に向けた取組み など

2 継続した見直し

改訂後の「アウトソーシング推進実行計画」についても、アウトソーシングが、他の行財政改革等と連動して推進していく必要があることから、それぞれの取組みの成果を踏まえながら、さらに進化、発展させる方向で、随時見直しを行っていく。

【他の行財政改革等の取組み】

- (1) 「うつくしま行財政改革大綱」に基づく取組み
- (2) 「『地方分権・うつくしま、ふくしま。宣言』進化プログラム」に基づく取組み（県行政の責任領域や市町村・県民等との連携等）
- (3) 予算及び職員定員の枠配分との連動
- (4) 「事業評価」の結果に対応した取組み
- (5) 「財政構造改革プログラム」の第二期集中改革期間（平成18年度～平成22年度）における取組み
- (6) 契約事務改善に係る取組み との連動 (6)(7)は、検討又は策定中
- (7) 「協働推進アクションプログラム(仮称)」との連動（ボランティア・NPOとの連携・協働の推進）

取組みの考え方

1 アウトソーシング推進の考え方

アウトソーシング推進基本方針に基づき、以下の基本的な方向及び取組みの下、アウトソーシングを積極的に推進していく。

基本的方向(1) アウトソーシング可能な業務については、既存業務からの積極的な掘り起こしを行うことなどにより、これまで以上にアウトソーシングを推進する。

《取組内容》

全庁的な観点から取り組む業務

これまでの取組状況から、特に「定型的業務」及び「現業的業務」については、既存業務（現在県が直営で実施する業務）に関するアウトソーシングが十分に進んでいないものと認められるため、今後におけるアウトソーシング推進に全庁的に取り組む。

部局において個別的に取り組む業務

そのほか、アウトソーシングが可能で効果が見込まれるにもかかわらず進んでいない業務についても、予算編成、組織定員調整等の機会をとらえ、各部局において、アウトソーシング推進に向け積極的に取り組む。

基本的方向(2) 国における規制緩和の動きなどを踏まえながら、県の役割分担の明確化、「住民提案型アウトソーシング」の実施等により、これまで以上にアウトソーシング可能な領域の掘り起こしを行う。

《取組内容》

分権宣言進化プログラムに基づく取組み

「地方分権・うつくしま、ふくしま。宣言」進化プログラムに基づき、分権型社会における住民、市町村、国との新たな関係の下、県が果たす役割の明確化を図り、アウトソーシング領域の一層の拡大に取り組む。

住民提案型アウトソーシングの推進

様々な形で住民が参画する県政を推進する観点から、住民からの提案に基づき、アウトソーシング領域の拡大に取り組む。

国における規制改革の動きへの対応

規制改革の動向を注視しながら、本県にとって明らかに効果が認められるものについては、順次アウトソーシングを検討する。

基本的方向(3) 現在直営で管理している公の施設等について、引き続き指定管理者制度への移行等を検討する。

《取組内容》

公の施設に関する指定管理者制度移行等の検討

公の施設について、指定管理者制度移行、移譲、管理運営の在り方等の検討を引き続き進める。

指定管理者制度移行等の検討	会津レクリエーション公園、東ヶ丘公園、いわき公園 県営住宅（県南・相双） など
地元市、民間への移譲等の検討	好間工業用水道施設、福島体育館 希望ヶ丘ホーム、喜多方しののめ荘 など
管理運営の在り方等の検討	郡山光風学園、若松乳児院 図書館、美術館、博物館 など

基本的方向(4) 既にアウトソーシングを実施している事業についても、アウトソーシング推進基本方針の5つの視点等から、事業内容等について恒常的な見直しを実施する。

《取組内容》

アウトソーシングの効果検証・見直し

アウトソーシング目的の効果的な実現に向けて、下記の視点から、不断に検証を行うとともに、事業評価の結果、契約事務改善に係る取組み等に基づく見直しを実施する。

検証の視点（アウトソーシング推進基本方針における5つの視点）

- 行政サービスの水準の向上
- 行財政運営の効率化・高度化
- 県民等との連携・協働
- 民間の雇用拡大・経済活性化
- コスト削減

見直しの視点

- 契約方式の変更、設計単価の見直し、相手先変更
- 委託業務の包括化、集約化
- 業務の廃止、民間移譲、市町村移管、直営化 など

2 実行計画の取組期間等

(1) 取組期間

平成18年度から平成22年度までの5年間

(2) 進行管理

全庁的な進行管理

実行計画に基づく取組みの状況については、実効性を確保するため、業務改革部会において毎年度検証し、公表する。

実行計画の見直し

実行計画については、の結果等から、必要に応じ適宜見直しを行う。

各部局における推進体制

各部局においては、総務予算（総務企画）グループを中心として、より効果的なアウトソーシングの推進を図るものとする。

《推進体制の考え方》

予算や職員定員の枠配分による部局裁量の下、各部局が、限られた行財政資源を有効活用しながら、自立的かつ効果的な行政運営を行っていくことが一層求められる。

アウトソーシングは、行政サービス水準の向上、業務の簡素効率化・重点化のための有効な手段となり得るものであり、真に実効あるものとするためには、各部局の総務、企画、経理各部門の有機的・一体的な連携の下に推進することが不可欠である。

推進する分野

前記の基本的方向に基づき、取組期間内にアウトソーシングを検討する業務又は一定の方向性を決定する業務については、以下のとおりである。

1 なお一層推進する分野

定型的業務		
業務名	検討内容	部局名
<p>庶務業務</p> <p>（サービス関係、給与関係、旅費関係、福利厚生関係の各所属に共通する内部管理業務約210事務）</p>	<p>庶務業務について、年次有給休暇、各種手当等の申請情報等を各職員がネットワークパソコン上から直接入力（発生源入力）するなどの方法により、集中処理機関等に業務を集約化し、中間経由事務の省略、一括集中処理による業務効率化を図る。</p> <p>平成19年3月に基本計画を策定し、平成19年度より発生源入力システムの開発に着手するとともに、集中処理機関の整備に係る具体的な検討を行う。</p> <p>集中処理機関での事務処理においては、確認書類等のチェックやシステムへの入力等の定型的、補助的な事務について、アウトソーシングの積極的な活用を検討する。</p>	<p>総務部ほか各部局</p>

〔集中処理化後の業務フロー（イメージ）〕

その他 主な該当業務は、別紙のとおり。 以下同じ。	前記の基本的方向(1)・(2)の取組みに基づき、継続的に業務掘り起こし・領域拡大を行う。	各 部 局
専門的業務		
業 務 名	検 討 内 容	部局名
消費生活関係業務	商品テストの外部委託化を始め、「消費生活センター」の在り方等を検討し、可能なものについては平成19年度から具体的に取り組む。	生活環境部
計量検定業務	計量法に定められている「指定定期検査機関」等の制度を活用した定期検査業務等について、民間部門への移管も含め、外部化を検討する。	商工労働部
臨床検査業務	県立病院における各種検査業務について、平成19年度中に外部委託化が可能な業務の洗出しを行い、今後の業務運営方法を決定する。	病 院 局
その他	前記の基本的方向(1)・(2)の取組みに基づき、継続的に業務掘り起こし・領域拡大を行う。	各 部 局
現業的業務		
業 務 名	検 討 内 容	部局名
公用車運転業務	効率的な運転業務体制の確立と、災害等に対する危機管理体制の確立の両立を図るため、平成21年度から、本庁及び各合同庁舎単位に公用車運転手の集中化を進めるとともに、業務見直しによる順次の外部委託等(直接運転、公共機関利用を含む)を推進する。	総務部ほか 関係部局
守衛業務	引き続き直営で実施すべき最小限の業務範囲の検討を進め、さらなる効率化を目指す。	総 務 部
文書印刷業務	外部委託が可能な業務として具体的な検討を進める。職員の退職等に伴い業務運営上必要であれば嘱託員等により対応する。	総 務 部
電話交換業務	外部委託が可能な業務として具体的な検討を進める。職員の退職等に伴い業務運営上必要であれば嘱託員等により対応する。	総 務 部 病 院 局
	秘密の保持等の観点から引き続き直営を	警 察 本 部

	基本とするが、より効率的な業務運営を目指し、専任の職員から順次事務職員や嘱託員等による対応に切り替える。	
犬捕獲業務	県民生活の安全確保上、昼夜を問わず対応しなければならない業務であり、配置すべき箇所に必要最小限の職員を確保する。	保健福祉部
ボイラー管理業務	外部委託が可能な業務として、段階的に進める。	保健福祉部 農林水産部 病院局 教育庁
調理給食業務	外部委託が可能な業務として、段階的に進める。	保健福祉部 病院局 教育庁
動物管理・農場管理業務	研究業務と密接な一定の業務について、必要最小限の人員配置として直営を継続しながら、臨時職員等を含めた外部資源の活用を進め、より効率的な業務運営体制の確立を目指す。	農林水産部
道路維持管理業務	外部委託が可能な業務として、段階的に進める。	土木部
荷役業務	段階的に荷役機械の使用許可による運営（運転業務のみ）を進めていく。	土木部
看護補助業務	職員の退職等に伴い、業務運営上で必要であれば、臨時職員等で対応する。	病院局
薬局・検査補助業務	職員の退職等に伴い、業務運営上で必要であれば、臨時職員等で対応する。	病院局
用務員(庁務員)業務	職員の退職等に伴い、業務運営上で必要であれば、嘱託員等で対応する。	教育庁 警察本部
その他	前記の基本的方向(1)・(2)の取組みに基づき、継続的に業務掘り起こし・領域拡大を行う。	各部局
施設管理業務		
業務名	検討内容	部局名
相馬工業用水道給水業務	平成19年4月から包括業務委託を導入し、平成18年度末をもって相馬事業所を廃止する。 【企業局事業見直し実行計画を踏まえた検討】	企業局
磐城・勿来・小名浜工業用水道給水業務	当面の管路・ポンプ場巡視等業務の外部委託化とともに、今後における包括的な業務委託についても検討する。 【企業局事業見直し実行計画を踏まえた検討】	企業局
その他	前記の基本的方向(1)・(2)の取組みに	各部局

	基づき、継続的に業務掘り起こし・領域拡大を行う。	
企画運營業務		
業務名	検討内容	部局名
その他	前記の基本的方向(1)・(2)の取組みに基づき、継続的に業務掘り起こし・領域拡大を行う。	各 部 局

2 規制緩和等の見直しを受けて推進する分野

公の施設の管理運營業務		
県直営で管理している施設		
1 指定管理者制度への移行等を検討する施設		
施設名	検討内容	部局名
会津レクリエーション公園 東ヶ丘公園 いわき公園	「あづま総合運動公園」等の実施状況を検証しながら、指定管理者制度への移行を検討する。	土 木 部
県営住宅 (県南地区) (相双地区)	地元市による管理代行制度や他地区に含めた指定管理者制度等への移行を検討する。	
2 他の見直しにおいて管理の在り方等を検討している施設		
(1) 県立社会福祉施設の在り方見直し		
施設名	検討内容	部局名
希望ヶ丘ホーム 喜多方しののめ荘	希望ヶ丘：平成20年度 喜多方：平成21年度 を目標とし、社会福祉法人への移譲等について調整を進める。	保健福祉部
大笹生学園	平成20年度以降の社会福祉法人への移譲等を目標に、施設運営の在り方の検討を進める。	
郡山光風学園	制度改正の影響等を見	

	極めながら、施設の在り方等見直しに向け検討を進める。
若松乳児院	養護体制や施設在り方の方向性を取りまとめた上、管理運営の方法等について検討を進める。

(2) 企業局事業見直しにおける見直し

施設名	検討内容	部局名
好間工業用水道施設	「県・市協議会」において、いわき市への譲渡に向け、さらに調整を進める。	企業局

【企業局事業見直し実行計画に基づく検討】

(3) 県立病院改革における見直し

施設名	検討内容	部局名
会津総合病院 喜多方病院	会津地方における県立病院等のネットワークの中核となる病院（会津総合病院（仮称））として、平成23年度中の開院を目指し整備を進める。	病院局
リハビリテーション飯坂温泉病院	平成19年4月に病院の機能等を民間医療機関へ移譲する。	
リハビリテーション飯坂温泉病院本宮診療所	平成18年度末に診療所を廃止し、平成19年度中に敷地等を本宮市へ譲渡する。	
三春病院 猪苗代病院	平成19年4月に病院の機能等をそれぞれ三春町、猪苗代町へ移譲する。	

3 その他管理の在り方について引き続き検討する施設

施設名	検討内容	部局名
下水道施設 （ 県北処理区 県中処理区 ）	効率的な管理の在り方について平成18年度中に決定し、19年度以降	土木部

二本松処理区 田村処理区	具体に取り組む。	
図書館 美術館 博物館	包括的な委託や指定管理者制度への移行等管理の在り方について、引き続き検討する。	教 育 庁

地方自治法252条の14に基づき事務(管理)を委託している施設

管理の在り方について引き続き検討する施設

施 設 名	検 討 内 容	部 局 名
福島体育館	福島市への移譲を含め、管理の在り方について、引き続き検討する。	教 育 庁

法制度等の阻害要因の緩和された業務

業 務 名	検 討 内 容	部 局 名
県税収納業務	「自動車税定期課税分」の収納について、コンビニエンスストア等を想定した外部委託化に向け、検討を進める。	総 務 部
その他	前記 の基本的方向(2)の取組みに基づき、今後継続的に掘り起こしを行う。	各 部 局

3 その他新たに推進する分野

住民提案型アウトソーシング

1 取組みの概要

住民の発想に基づく業務運営手法の確立や、様々な形で住民が参画する県政を推進する観点から、住民からの提案に基づくアウトソーシングを実施する。

〔平成19年度〕

対象事業分野を県が設定し、内容及び手法の提案を受け付け
実施予定事業例：分権広報活動事業
 （住民発想による地方分権の広報実施 など）

平成19年度の実施状況を踏まえ、事業分野も含めた提案を受け付けることなど、今後の進め方について検討する。

住民提案の視点

地域の实情に応じた住民の主体性発揮の視点
 業務の質向上の視点
 費用対効果の視点

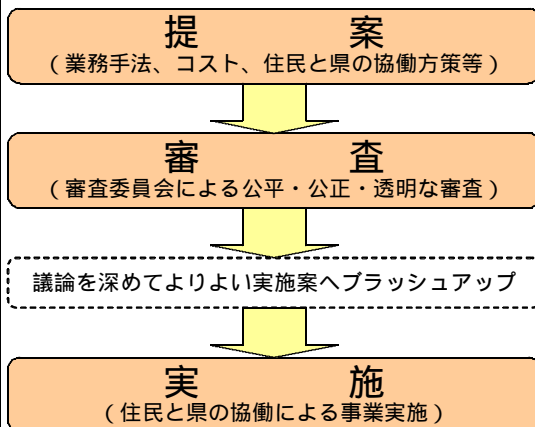
など

総務部ほか
各部署

2 取組みの効果

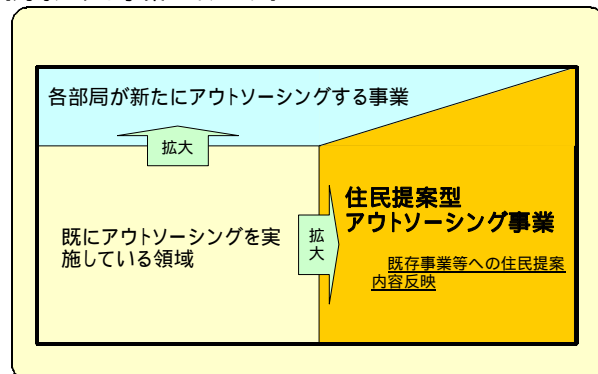
県の考えに基づいて補助や連携支援を行う手法に加え、住民の発想により、住民自らが業務を行ったり、県との協働を構想することで、より地域の实情を反映した県政を実現する。

提案から実施までのスキーム



住民の発想に基づく業務運営手法の確立
 住民の県(地域)づくりへの参画意識の醸成

【対象とする事業のイメージ】



福島県版市場化テスト

定型的業務や現業的業務等のアウトソーシングに優先して取り組みながら、さらに各種業務のアウトソーシングを推進するための方法として、「福島県版市場化テスト」(本県としての官民競争入札制度)について、平成18年5月に成立した「公共サービス改革法(市場化テスト法)」に基づく国等の取組状況も見ながら、平成19年度中を目途に導入の可能性等検討を進める。

総務部

検討の視点

1 導入意義

- (1) 県民参画領域の拡大の観点
- (2) 公共サービスのコストと質の改善からの観点

2 国等における運用状況の検証

3 導入する場合の課題と対応

- (1) 実施方針の作成
- (2) 対象となるサービスの選定
- (3) 業務及びコスト情報等の公開 など

《検討の結果(平成20年3月追補)》

次の状況を踏まえ、当面導入はしないこととするが、引き続き研究・情報収集を進める。

国の省庁では未実施を含めても50程度、自治体では北海道、東京都、愛知県等で数事例みられるのみであり、必ずしも浸透しているとは言えず、むしろ、本県としては現在のアウトソーシングを確実に進めたほうが効果が高いと見られること。

本県は、7つの生活圈ごと地域性・経済性も異なるため、同じ業務であっても、ある地域は民間、ある地域は県直営とまばらになることが容易に想定され、県としての説明責任や効率性の確保に疑問があること。

平成19年度に試行した住民提案型アウトソーシングは、方向性として市場化テスト的な展開も視野に入れられる可能性があるため、この実施結果の検証及び発展の方向性の検討を優先させるべきこと。

(別紙) 類型ごとの主な該当業務

1 定型的業務

該当業務	該当業務
データ管理等	収納・給付・融資
台帳整備 帳票作成 データ管理 データ作成 データ集計 データ収集 データ入力	口座振替 資金貸付・償還 手数料収納 債権保全取立て 給付等 負担金支払
統計・調査・アンケート	文書収発・印刷製本
アンケート調査 意識調査 実態調査 現地調査 実状調査	DM作成発送 通知作成発送 書類運送 印刷製本 資料整理保存 資料デジタル化 資料マイクロフィルム化 ネガ洗浄
窓口サービス	福利厚生・庶務
情報提供 窓口サービス 受付案内 案内指導 申告書等受付 ビデオ貸出 控室接遇	(無し)
	その他
	標識設置 登録申請会場運営 検印押印 テープ起こし 物品管理搬送 文書裁断

2 専門的業務

該当業務	該当業務
測量・調査・設計	免許・登録・交付等
設計 積算 設計監理 調査 空撮調査 潜水調査 測量 航空測量 敷地境界測量 法面スケッチ 事業計画書作成 申請書作成 図面作成 調査マニュアル作成 観測 換地 骨材含有率分析 会計監査補助	試験 適性検査 登録 免許 取得時講習 免許証作成 免状交付
調査・分析・検査・試験	情報化関連
調査 UD事例調査 審査 ISO審査 測定 X線室漏洩測定 検査 分析	コンピュータ保守 システム開発 システム改修 システム運用 システム保守管理 システムデータ修正 ファイル保管 プログラム開発 ホームページ作成 様式作成 ウェブホスティング
	その他
	移送 イベント出演 お成り献上アルバム作成 肖像画作成 テープ作成 ビデオ作成 有線放送受信

鑑定 研究 算定 計算 予測 検定 試験 検証 診断 同定 凶化 観測 登記用測量調査 フィルム読影	ロゴタイプ作成 速記 通訳 通訳者派遣 模擬患者派遣 選手派遣支援 添乗 渡航手配 会計システム設計、構築支援 医薬品保管 医療事務 診療 歯科診療 歯科技工 予防接種 地域医療体制効率化促進 微生物乾燥保存 滅菌処理 介護 託児所運営 保育 訟務 法務 法律相談 監査 カモシカ飼育 キジ・ヤマドリ生産 看板作成 試作加工 試作品制作 金型製作 薫蒸 警備 公庫融資審査推薦 商標登録 特許出願 介護審査判定
機器・設備保守管理	
機器点検管理 機器保守管理 特殊機器管理 特殊設備管理	
用地買収・登記等	
移転補償額算定 登記 不動産鑑定評価 用地交渉等	
技術指導・相談・訓練	
助言 指導 監督 訓練 育成訓練 養成 相談 体験学習	
健康診断業務	

3 現業的業務

該当業務	該当業務
警備業務	その他
運転業務	RI室管理補助
調理給食業務	管理人業務
家畜管理、農作業	手術室内清掃等
栽培管理	洗濯
種苗生産	滅菌業務
農作業	清掃、電話受付
森林整備	清掃、ボイラー、庭木手入れ等
学校林保育	ケージ洗浄
養成管理	依頼試験準備
動物管理	看護補助
県有馬飼育	リハビリ補助
溪流魚等放流	検体物搬送
道路維持補修	薬品搬送
道路維持管理	木工製品製作補助
道路維持補修	不法投棄監視
	該当指導
	巡回活動
	分別排出指導

4 施設管理業務

該 当 業 務	該 当 業 務
公の施設管理運営	庁舎等維持管理
施設等保安点検・維持管理	維持管理の包括的委託
河川維持管理	機械設備保全
ダム維持管理	警報設備等保全
道路維持管理	施設維持管理
道路施設等維持管理	自動ドア設備保全
道路設備等管理	消火設備等保全
空港維持管理	浄化槽設備保全
公園保全管理	昇降機設備等保全
港湾等維持管理	除雪
工業用水道施設維持管理	水槽類等保全
施設維持管理	庁舎清掃
土木施設維持管理	電気工作物保全
除雪	電気設備保全
	電気時計設備保全
	電話設備等保全
	廃棄物処分
	ボイラー設備保全
	放送設備保全
	防鼠防虫
	緑地植栽保全
	その他
	国有財産管理
	特殊施設維持管理
	未利用財産維持管理

5 企画運営業務

該 当 業 務	該 当 業 務
展示会・イベント	研修・講習会
イベント企画運営	研修会
オフィスうつくしま運営	講習会
みらい工房運営	講座運営
広報、啓発	協議会運営
映像資料製作	説明会
学生募集広告	交流研修
職員募集広告	指導者強化
募集用広告	就職促進
観光広告	スキー講習
県外広報	先進地視察
パナー広告	計画・構想
広報誌作成	(無し)
情報誌作成	誘致、販売促進
新聞広告版下作成	企業誘致
啓発業務	誘客
選挙啓発	物産振興
地域ボランティア啓発	物産販売促進
データ作成	その他
データ登録管理	サザンクロスクラブ活動
誘致広告	センター運営
	上海事務所運営

アウトソーシング推進基本方針

1 策定の目的

この基本方針は、以下のような背景を受け、県が直接実施すべき業務以外の業務（ 1 ）について、「外部資源」（ 2 ）の活用（アウトソーシング）を戦略的、計画的に推進していくための指針として策定するものである。

《この方針が目指すもの》

この方針に基づくアウトソーシングの推進を通し、県、市町村、民間事業者、NPO・ボランティア等の知恵と工夫が相互に活かされ、そのことによって不断に付加価値が高められ、良質な公共サービスが提供されていくことを目指す。

- 1 県が実施すべき事務事業であるか否かの判断については、当面、公的関与基準における「行政関与の可否に関する基準」及び「県行政実施基準」による。
- 2 専門的なノウハウや能力等を確立・保持している民間企業、NPO、個人等をいう。

< 環境変化 >

行政サービスの民間開放

公の施設の指定管理者制度の導入、地域再生プログラム（ 3 ）の策定など、アウトソーシングの阻害要因となっている制度改正等により、行政サービスの民間開放等の促進が図られている。

- 3 平成16年2月地域再生本部決定。地域が自ら考え、行動し、国がこれを支援することを通じて、持続可能な地域再生を推進するための具体的な制度の骨格、国として講ずべき支援措置の内容、今後のスケジュール等を定めたもの。

県民等との協働の要請

NPO等の活発な活動が展開されており、公共サービスにおいても民間セクターとの連携・協働が求められている。

地方公務員の多様な勤務形態の導入

地方公務員法の改正による任期付採用の拡大や任期付の短時間勤務職員制度の創設等、公務の能率的かつ適正な運営を推進できる制度的枠組みが整備されようとしている。

行政運営の効率化等の要請

地方財政の状況が一層厳しくなる中で、これまで以上に行政運営の効率化、行政経費の節減が求められるとともに、高い専門性や能力を有した外部資源の積極的な活用（アウトソーシング）を図る必要性が増している。

2 推進の方法

1 基本的考え方

下記に掲げる「5つの視点」、「3つの戦略」に基づき、効率的、一体的、計画的な推進に取り組む。

2 5つの視点

(1) 行政サービス水準の向上

高度な専門性や蓄積されたノウハウの活用により、県民サービスの質的向上を図る。

(2) 行財政運営の効率化・高度化

高度な専門性や能力を有した外部資源を活用することにより、県が直接実施すべき業務に職員等を集中化し、業務遂行の効率化、高度化を図る。

(3) 県民等との連携・協働

民間とのパートナーシップの観点から、県民、NPO、ボランティア団体等との連携・協働を図る。

(4) 民間の雇用拡大・経済活性化

公共サービスを広く民間に開放することにより、民間における新たなビジネス機会の拡大、県民の雇用機会の拡大につなげる。

(5) コスト削減

「財政構造改革プログラム」に基づく総人件費の抑制、内部管理経費の削減、事務事業の見直し等を行い、徹底したコスト削減を図る。

3 3つの戦略

(1) 「効率的」に推進するための戦略

推進分野及び業務類型を設定し、効率的に推進する。

また、業務プロセス全体（企画から管理運営まで等）の包括的なアウトソーシングや共通・類似業務を集約化したアウトソーシングを検討する。

(2) 「一体的」に推進するための戦略

財政構造改革、ITの活用による業務改革、公の施設の見直し、公社等外郭団体の見直し、NPOとの協働推進など、様々な改革との一体性を確保しながら推進する。

(3) 「計画的・効果的」に推進するための戦略

具体的な目標、対象業務、実施時期、実施方法等を明確にした実行計画を策定し、計画的に推進する。

また、アウトソーシングによる成果の検証及び蓄積を行い、効果的に推進する。

3 推進分野

1 なお一層推進する分野（2に該当する場合を除く）

従来委託を進めてきた分野について、次の業務類型に基づき、改めて事務事業の点検を行い、新規の委託や委託内容等の拡充など、なお一層の推進に努める。

《業務の種類》

次頁のとおり。

2 規制緩和等の見直しを受けて新たに推進する分野

国における規制緩和、民間開放のための法制度の改正等の動きを踏まえ、アウトソーシングの可否について速やかに検討し、可能なものから順次実施する。

《業務の種類》

公の施設の管理運営業務（「指定管理者制度」の導入）

- a 一部の事務を除き、指定管理者による管理が可能と整理されたもの
〔例：第1種社会福祉事業に係る施設、国民宿舎、県営住宅、下水道、道路、河川、港湾施設、都市公園など〕
- b 個別法令等における制約等があることから、その見直し動向を見極めながら取り組むもの
〔例：図書館、博物館など〕

実施主体が地方公共団体等に制限されていた業務

- 〔例：第1種社会福祉事業の経営、食品衛生法上の登録検査機関、電気工事士免状の交付、地方税の収納事務など〕

構造改革特別区域や地域再生構想などにおける提案事例業務等

上記構想に係る取組みについても、検討、研究を行う。

- 〔例：特定計量器の検定業務、長期の公共職業訓練業務、統計調査業務、公立高等学校の管理運営業務、児童福祉施設の調理給食業務、生活保護法のケースワーカー業務など〕

その他、アウトソーシング移行過程における効率的な人材配置の方策として、地方公務員法の改正により新設される短時間勤務制度等の活用について検討する。

3 その他新たに検討すべき分野

上記1、2の分野に該当する業務以外のものについても、「5つの視点」からアウトソーシングの是非を検討し、必要と判断されるものについては実施する。

アウトソーシングになじむ業務の種類

定型的・機械的・規則的・大量発生的な業務

- a データ管理業務（集計・電算入力・台帳整備等）
- b 統計・調査・アンケート業務
- c 窓口サービス業務（受付、貸出、情報提供等）
- d 収納、給付、融資業務
- e 文書収発、印刷・製本、資料整理保存等
- f 福利厚生、庶務業務
- g その他

民間の専門的な知識・技術を活用できるもの（新たに設備等を準備したり専門職員を養成するのにコストがかかるもの）（技術革新のスピードが早い分野の業務を含む）

- a 公共事業に関する測量、調査、設計業務
- b 調査、分析、検査、検定、試験、測定業務（水質、地質、依頼分析等）
- c 土木施設等保安点検、維持管理業務（港湾、ダム、道路等）
- d 用地買収等関連業務（移転登記等）
- e 技術指導・相談・訓練・監督業務
- f 定期的な健康診断業務
- g 免許試験関係業務（試験、登録、交付等）
- h 情報化関連業務（システム開発・運用・管理）
- i その他（医療事務、法務事務等）

現業的業務に関するもの

- a 庁舎警備等業務
- b 公用車等管理、運転業務
- c 県立施設の調理・給食業務
- d ほ場管理、農作業、家畜管理、実習林管理等
- e 道路維持補修管理
- f その他

行政財産（公共用財産、公用財産）の管理運営

- a 公の施設の管理運営（今後は管理代行）
- b 土木施設等保安点検、維持管理業務（港湾、ダム、道路等）（再掲）
- c 庁舎等の維持、管理業務
- d その他

イベント等の企画運営に関する業務

- a 展示会、イベント等の企画運営
- b 広報・番組制作、啓発業務
- c 研修、講習会等の企画運営
- d 計画・構想策定
- e 誘致、販売促進業務（物産振興、企業誘致等）
- f その他

4 計画的な推進

1 集中取組期間

平成16年度からアウトソーシングの推進に取り組むが、特に、平成16年度から平成18年度までを集中取組期間とする。

2 実行計画による推進

アウトソーシング対象業務に関する全庁調査を実施後、実施体制、具体的方策、実施時期等を明記した実行計画を策定し、戦略的・計画的にアウトソーシングを推進する。

5 推進スケジュール

以下のスケジュールにより推進する。

アウトソーシング対象業務に関する全庁調査の実施（平成16年6月）

アウトソーシング推進実行計画の策定（平成16年9月）

成果の検証を行うなど、PDCAサイクルを活用しながら、アウトソーシングを計画的に実施（平成17年4月～）